

市民意見募集の結果等

広島市障害者計画〔2013-2017〕の素案を作成後、広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を通じて意見募集を実施しました。募集結果等は以下のとおりです。

1 募集期間

平成 25 年 1 月 22 日（火）～2 月 12 日（火）

2 意見の受付方法

郵送、ファックス、電子メール

3 意見の件数

19 件（個人 4 名）

4 意見の概要等

意見の概要	本市の考え方
制度やその運用について、個別の検討に加えて、当事者を交えた大局的な分析が必要。	本計画に掲げている施策については、関係部局や地域団体、関係機関、障害福祉サービス事業者などと連携を図りながら取り組んでいきます。また、当事者や学識経験者等で構成する、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聞きながら、実施状況の確認及び進行管理を行います。（計画 P 2 参照）
基本理念における「まち」とは、広島市全域を指すのか。	「まち」の範囲については、具体的に多種多様な施策を展開していく場面において、広島市域の全体になったり、各区や小学校区になったりと、その施策の特徴によって、地理的な広がりは変わるものと考えています。（計画 P 4 参照）
障害のあるなしに関わらず、助け合う社会にしないとイケない。	障害者団体、福祉サービス事業者、民間事業者などを含め市民と行政が協働して、地域での障害者の生活を支援する仕組みづくりが必要であると考えています。（計画 P 5 参照）
相談体制の整備（障害の特性に応じた支援の実現）が必要。	相談支援は全ての障害福祉サービスの基本であり、本計画の重点事項として位置付けています。各機関の専門性を生かした相談支援と相互連携による一体的対応により、障害の特性に応じた支援に努めます。（計画 P 7、28 参照）
障害者が働ける職場を増やしてほしい。	本計画の重点事項として、総合的な就労支援、障害者雇用を位置付けており、関係者と連携を図りながら計画に掲げている各事業の実施に取り組んでいきたいと考えています。（計画 P 7 参照）
障害者に対する社会的理解を促進してほしい。	「1 理解と交流の促進」に掲げている各事業の実施に取り組んでいくとともに、障害者基本法の改正による障害者の範囲の拡大や、十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病について、機会を捉えて周知を図り、障害や障害者についての正しい理解を促進します。（計画 P 10、11 参照）
学校・地域社会とボランティアを含めた支援体制が必要。	学校、地域等における障害や障害者についての理解・啓発や障害者等と地域住民等との交流の促進等を図るとともに、ボランティアの育成などに努めていく必要があると考えています。（計画 P 10～14 参照）
相談支援事業所における人材の育成（ピアサポートを含む。）が必要。	本計画では、障害者団体やグループ等によるピアサポート等の自主的な取組への支援を掲げています。また、研修を通じて相談員等の質の向上を図るとともに、基幹相談センターの設置や相談支援事業所の評価方法の検討などにより相談支援体制の充実に努めます。（計画 P 14、28 参照）
横断歩道部に接続する歩道部の段差や傾斜を改良してほしい。	歩道の幅や段差、勾配を改善するなど、道路のバリアフリー化を推進していきます。（計画 P 17 参照）

意見の概要	本市の考え方
施設等において、各団体の意見を設計段階から取り入れることが必要。	本計画では、新規事業として、「公共施設整備への設計段階からの障害者の参加」を掲げ、全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう福祉環境整備を推進することとしています。（計画P18参照）
バリアフリー法を居住部にも取り入れてはどうか。	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法では、共同住宅について、建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしています。
階段室型中層住宅の市営住宅にもエレベーター設置を行うべきである。	階段室型中層住宅へのエレベーター設置については、上下移動のない1階住宅等への住替えの促進や高齢者等対応住戸改善の拡充等の代替措置を講じた上で、廃止することとしています。
相談支援事業所における窓口間の連携が重要。	障害者総合支援法に基づく協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業所間の連携強化を促進します。（計画P28参照）
福祉サービスを利用するにあたり、窓口のたらい回しを極力排除すべき。	1か所で様々な相談に対応できるよう、ワンストップ対応が可能な相談窓口についての検討を進めます。（計画P28参照）
サービスの提供について公正に評価する仕組みづくりが必要。	福祉サービス事業者に対する計画的な指導監督や従事者に対する研修などにより、福祉サービスの質の担保と向上に努めるとともに、相談支援事業所の評価方法の検討を行いたいと考えています。（計画P28、34参照）
障害者権利と人権の文言を入れるべきである。	「3相談支援の充実」において、障害者の権利や人権を守る取組について記述しています。（計画P30～32参照）
広島市独自の障害者権利条例を定める必要があるのではないかと。	障害者の権利を守る取組として、障害者権利条約の趣旨や障害者差別禁止法制定に向けた動きなど、国の動向等を踏まえた取組を行います。（計画P31参照）
移動支援における、いわゆる中抜き問題について、何か改善策はないのか。	担当部署にも同様の意見が寄せられており、利用者やサービス事業者の意見を踏まえながら、適切な運用に努めていきます。
犯罪被害にあった障害者に対する配慮が必要。	「犯罪被害者等総合相談」等を活用し、取り組んでいきたいと考えています。（巻末資料P68参照）